



# 適切なモニタリング頻度の設定のポイント！

## Point No.1

### モニタリング（継続サービス利用支援）

利用している障害福祉サービスのチェックと見直しを行う支援です。

作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか、支給決定期間内の一定期間ごとにモニタリング（効果の分析・評価）を行い、利用状況、利用者の心身の状況や環境、サービス利用に関する意向などを勘案して見直しを行います。



## Point No.2

### モニタリングの期間（標準的な考え）

障害福祉サービス毎に、標準的なモニタリング期間の考え方が示されています。

「国分寺市におけるモニタリング期間に関する標準的な考え方」は、「国分寺市 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等 支給決定基準（令和4年4月版）」に記載があります。\*裏面を参照



## Point No.3

### 適切なモニタリング頻度の設定

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」に、利用者の個別性も踏まえたモニタリング頻度を決定することが盛り込まれています。

利用者の心身の状況、生活環境、家庭環境等の要因、障害福祉サービス等を安定的に利用することの課題、医療観察法対象者であること等を勘案して、標準的なモニタリングの期間を短縮して実施することが想定されます。



## ◎ モニタリング期間を短くする（頻度を増やす）必要がある場合の例 ◎

### モニタリング期間が短くなる（頻度が増える）ことが想定される具体例

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、保護者の不安の軽減・解消を図る必要がある者

下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合は多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討が必要です。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者 ・医療的ケア児 ・強度行動障害児者
- ・犯罪をした者（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・被虐待者又は、その恐れのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）



《成人》 継続サービス利用（モニタリング）について ※令和4年度4月支給決定基準 P.48参照

継続サービス利用支援（モニタリング）の期間については、計画作成を担当する相談支援専門員からの提案を踏まえ、関係省令や通知等を踏まえたうえでまとめた次に示す標準的な考え方も勘案し、適切に決定するものとする。

国分寺市におけるモニタリング期間に関する標準的な考え方

	期間	対象者（サービス併用時は短い方とする）
1	毎月	①支給決定又は支給決定の変更により、生活状況（サービスの種類、内容又は量）に著しく変動があった者（ただし、利用開始時から原則として3ヶ月間） ②障害者施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 ③単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難であり、毎月の連絡調整が必要である者（施設入所支援・療養介護・重度障害者等包括支援を除く）
2	3ヶ月に1回	①居宅介護、②重度訪問介護、③行動援護、④同行援護、⑤自立訓練（機能訓練）、⑥自立訓練（生活訓練）、⑦就労移行支援、⑧就労定着支援、⑨自立生活援助、⑩日中サービス支援型共同生活援助、⑪①～⑩以外のサービス利用者の内、介護保険を利用していない65歳以上の者（3の⑦～⑩を除く）⑫障害者施設からの退所等に伴い、一定期間集中的に支援を行った者で、引き続き一定の支援が必要である者 ⑬利用する指定障害福祉サービス事業者等の頻繁な変更やそのおそれのある者
3	6ヶ月に1回	①生活介護、②共同生活援助（日中サービス支援型を除く）、③就労継続支援A型、④就労継続支援B型、⑤地域移行支援、⑥地域定着支援、⑦障害者支援施設、⑧のぞみの園、⑨療養介護、⑩重度障害者等包括支援、⑪短期入所のみの各利用者。ただし、1・2に掲げるものを除く

※重度障害者等包括支援については、当該サービスの指定基準において相談支援専門員であるサービス提供責任者が当該サービスの実施状況の把握を行うこととされているため、原則として、支給決定の有効期間の終期のみ継続サービス利用支援を実施。

※訓練等給付において暫定支給決定のある場合には、暫定支給決定期間の終期までにモニタリングを実施するものとする。

《児童》 国分寺市におけるモニタリング期間に関する標準的な考え方 ※令和4年度4月支給決定基準 P.60参照

	期間	対象者（サービス併用時は短い方とする）
1	毎月	①障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 ②同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 ③通所給付決定又は通所給付決定の変更により、生活状況（サービスの種類、内容又は量）に著しく変動があった者（ただし、利用開始時から原則として3ヶ月間に限る）
2	3ヶ月に1回	①障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間集中的に支援を行った者で、引き続き一定の支援が必要である者 ②利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者 ③学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者 ④就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
3	6ヶ月に1回	①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④居宅訪問型児童発達支援、⑤保育所等訪問支援